



# フードドライブを職場で実施してみませんか？！

SDGs アクションの実施「もったいない」から「ありがとう」へ

茅ヶ崎市ではごみ減量を目的にフードドライブを実施していますが、食品ロス削減月間（10月）に市民の皆さまや企業、団体の皆さまと一緒にフードドライブ活動の強化に取り組みたいと思います。皆さまも職場でぜひフードドライブを実施して食品ロスの削減につなげてみませんか。

## ●フードドライブとは

フードドライブとは、家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている地域のフードバンク等の生活困窮者支援団体、福祉施設等に寄附する活動のことです。

茅ヶ崎市では令和4年度からフードドライブを実施し、市民や企業の皆さまから多くのご寄附をいただいております。寄附された食品については、福祉部と連携して生活困窮者に提供しているほか、一定数以上の寄附が集まった場合にはフードバンクかながわに寄贈しています。

### ○ご寄附いただきたい食品

お米・乾麺・飲料・調味料・インスタント食品・お菓子など。

※市への引渡し時点で賞味期限が2か月以上、常温保存できて未開封なものに限ります。

（例）10月～11月末まで実施した場合は、令和7年1月末までの期限があるものが対象です。

### ×お受けできない食品

包装や外装がないもの・生鮮食品・冷凍冷蔵食品・アルコール類など。

※災害備蓄用などの飲料水について、お受けできない場合があります。

## ●フードドライブにご参加いただいた場合

市ホームページに寄附実績をご紹介させていただきます。社内でのフードドライブ活動だけでなく期限に余裕がある備蓄食品などもご提供いただけると幸いです。

<https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/kankyo/recycle/1051941/1053112.html>

## ◆フードドライブを実施する企業様にのぼり旗等を貸し出します。

（概ね1か月程度まで貸し出しが可能です。）

貸し出しにあたっては、事前に資源循環課までご連絡ください。

また、社内周知用チラシを市ホームページに公開していますので、

ぜひご利用ください。



※ フードドライブの実施の流れについては裏面をご覧ください。

## <フードドライブの流れ>

ステップ1:資源循環課(問合わせ先)に実施の相談をします。

(物品の貸し出しもご相談ください。)



ステップ2:職場内での食品の回収日・回収場所を設定します。

(市への引渡し時点で賞味期限が2か月以上の食品が対象です。)



ステップ3:従業員に周知します。

(社内周知用チラシを市ホームページに公開しています。)



ステップ4:食品を集めます。

(賞味期限や対象外の食品がないかチェックをお願いします。)



ステップ5:集まった食品を資源循環課までお持ちください。

(併せて、寄附申込書のご提出をお願いいたします。)

※ その他ご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

事務担当 茅ヶ崎市環境部資源循環課  
電 話 0467-81-7178